

表

reiの該当者

No.	号数	発信日	発信者	発信地	該当箇所	ページ
1	6号	1548夏	ニコラ・ランチロット	ゴア	全土が一人の国王によって支配されている、	①p36-11
2	6号	1548夏	ニコラ・ランチロット	ゴア	最高の国王はその国の言葉で皇と呼ばれています。	①p36-111
3	6号	1548夏	ニコラ・ランチロット	ゴア	日本の最高の国王である皇は、次のような方法で過ごしています。	①p38-12
4	7号	1548夏	ニコラ・ランチロット	ゴア	私達の間にいる皇帝の如き存在であり、彼等の間ではグォシーと呼ばれている最高の王が彼等に宥和するように命じます。	①p55-18
5	15号	1549.01.12	フランスコ・ザビエル	コーチン	先ず国王のいる所へ赴き、	①p92-19
6	16号	1549.01.14	フランスコ・ザビエル	コーチン	私は最初に彼等の国王に会いに行き、	①p97-111
7	18号	1549.01.20	フランスコ・ザビエル	コーチン	日本へ行った時には、国王のいる所へ赴くことを決意しているからです。	①p108-13
8	21号	1549.02.02	フランスコ・ザビエル	コーチン	私は少なくとも国王や、国王の住む都市にある主要な教育機関を訪れる決意でいます。	①p133-17
9	23号	1549.06.20	フランスコ・ザビエル	マラッカ	日本の国王に対して、彼がその土地で私達をさらなる愛情と慈しみをもって迎え入れてくれるようたくさんの甚だ高価な物を贈っております。	①p142-114
10	24号	1549.06.20	フランスコ・ザビエル	マラッカ	彼は日本の国王に二〇〇クルザドの額にのぼる贈物を[用意させ]、	①p147-114
11	25号	1549.06.22	フランスコ・ザビエル	マラッカ	私達は日本に到着した時には、国王がいる島に行き、	①p160-13
12	25号	1549.06.22	フランスコ・ザビエル	マラッカ	国王がいる近くには大きな学校があると聞いています。	①p160-15
13	29号	1549.11.05	フランスコ・ザビエル	鹿児島	私達が当地に到着したのは、日本の首都であり、国王や国の有力な領主達が居住している都に赴くには逆風の吹いていた時期でした。	①p217-111
14	29号	1549.11.05	フランスコ・ザビエル	鹿児島	この有力者は都の大なる王である日本の国王に服従しています。	①p218-113
15	29号	1549.11.05	フランスコ・ザビエル	鹿児島	この有力者は都の大なる王である日本の国王に服従しています。	①p218-113
16	29号	1549.11.05	フランスコ・ザビエル	鹿児島	その国へは日本の国王の安全通交証を持参すれば、	①p220-13
17	29号	1549.11.05	フランスコ・ザビエル	鹿児島	日本のこの国王がシナの国王の友人であり、	①p220-16
18	32号	1549.11.05	フランスコ・ザビエル	鹿児島	パードレ達が来る時には、総督が日本の国王へ書状と一緒に贈物をするように働きかけて下さい。	①p235-15
19	33号	1549.11.05	フランスコ・ザビエル	鹿児島	その地には、日本国王や大領主達がおります。	①p242-18
20	33号	1549.11.05	フランスコ・ザビエル	鹿児島	貴下の書翰及び私達に与えて下さった船や(日本の)国王に遣わす[立派な]贈物のために	①p243-13
21	33号	1549.11.05	フランスコ・ザビエル	鹿児島	私は日本国王が偉大さと当地に欠如している物を見るために使者をインドに遣わすよう	①p243-114
22	33号	1549.11.05	フランスコ・ザビエル	鹿児島	件の商館が設けられることが[インド]総督と日本国王との間で交渉されるように、	①p244-11
23	47号	1552.01.29	フランスコ・ザビエル	コーチン	彼等は唯一人の国王を戴いている人びとですが、	②p78-112
24	47号	1552.01.29	フランスコ・ザビエル	コーチン	私達は、神の教えをその国で説教するための許可を請願するために、国王と話そうと努力しました。	②p90-16
25	83号	1554	パドロー・アルカソウア	ゴア	都の国王がそれ[盥]で足を洗った、	③p242-13
26	83号	1554	パドロー・アルカソウア	ゴア	国王がもっていると云われた神聖さのため、	③p242-14
27	83号	1554	パドロー・アルカソウア	ゴア	都のこの国王は決してその足を地面につけません。	③p242-17
28	83号	1554	パドロー・アルカソウア	ゴア	これらの偶像は都の国王を見張るために彼の邸宅にあり、	③p242-112
29	83号	1554	パドロー・アルカソウア	ゴア	国王が健康を害していれば、	③p242-114
30	83号	1554	パドロー・アルカソウア	ゴア	彼等[護衛達]は偶像を何回も打ち据えて、国王の邸宅から一〇〇日間、それを追放し、	③p242-115

※東京大学史料編纂所編『日本関係海外史料イエズス会日本書翰集』原文編・訳文編より作成

※「国王」(rei)の該当者が天皇もしくは将軍を指す箇所のみ抽出

※ページの丸数字は①訳文編一之上、②同一之下、③同二之上に該当する。